

令和8年度山形県住宅用太陽光発電設備（自家消費型）導入事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、家庭における温室効果ガス排出量の削減を図るため、自らが居住するやまがた省エネ健康住宅又はやまがた省エネ健康住宅と同等の省エネ性能を有する住宅（以下「やまがた省エネ健康住宅等」という。）へ太陽光発電設備の設置を行う者に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）BELS

建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

（2）やまがた省エネ健康住宅

やまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱によるやまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けた住宅をいう。

（3）やまがた省エネ健康住宅と同等の省エネ性能を有する住宅

山形県内において住居として使用され、BELS評価書の交付を受けた戸建ての建物であり、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

イ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上削減されていること。

ロ 外皮平均熱貫流率（ U_A 値[W/m²K]）が0.46以下であること。

（4）FIT

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度をいう。

（5）FIP

再エネ特措法に基づき、国が市場価格に一定の補助額を上乗せし交付する制度をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、やまがた省エネ健康住宅等に対して太陽光発電設備を導入する、別表1に掲げる事業であり、同表に掲げる要件を全て満たすものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表2に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額とする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外する。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象となる設備の引き渡しを受ける前に、補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和9年1月15日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一年度内に1回までとする。ただし、交付申請を取り下げた場合はこの限りではない。

(補助金交付決定)

第6条 知事は、前条の交付申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

(事前着手)

第7条 補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、事前着手届（様式第2号）を知事に提出した場合は、この限りでない。

(補助金交付の除外要件)

第8条 知事は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (4) 指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者
- (5) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(申請内容の変更)

第9条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付決定を受けた補助金の額の変更を伴う変更
- (2) 事業完了予定日の変更（補助金交付申請時の当該日から6か月を超えて延長するもの）

2 規則第7条第1項第1号の規定により申請者が当該交付決定に係る事業の内容について

前項各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、事業計画変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出し承認を受けなければならない。ただし、交付決定した補助金額の増額を伴う変更は認めないものとする。

(1) 事業計画書（変更）（様式第4号）

(2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、次の各号に掲げる理由により交付申請を取り下げるときは、補助金交付取下げ届出書（様式第5号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 補助対象となる設備の導入をとりやめるとき。

(2) 第3条の要件に適合することができないとき。

(3) その他交付の申請を取り下げる事由が発生したとき。

（補助事業の継承）

第11条 事業の期間中に相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継続して実施しようとする場合には、事業継承承認申請書（様式第6号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の継承を承認したときは、申請者に通知するものとする。

（補助事業実績報告書）

第12条 申請者は、補助事業完了の日から30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第7号）

(2) その他知事が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 知事は、補助事業実績報告書の提出があった場合において、当該補助金実績報告書の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（支払い）

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（補助金交付の取消し等）

第15条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が

交付されているときは、申請者に対し補助金の返還を求めるものとする。

- 3 申請者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の提出)

第16条 この補助金に関する知事宛ての書類は、環境エネルギー部環境企画課に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 規則第22条第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。

- 2 申請者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請を承認したときは、申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 5 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(実態調査への協力)

第18条 知事は、再生可能エネルギー設備の普及促進を図るため、申請者に対し、補助対象設備の使用状況等(太陽光発電設備の発電量等)に関する実態調査への協力を要請することができる。

- 2 申請者は、前項の調査について、知事から協力を要請された場合は、これに応じるように努めなければならない。

(書類の保存)

第19条 申請者は、この補助金に関する証拠書類等を、令和9年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象事業	要件
--------	----

太陽光発電設備
の導入事業

- 1 申請者が居住する住宅の屋根に設置するものであること。
- 2 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10kW未満のものであって、FIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- 3 法定耐用年数を経過するまでの間、この補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 4 本事業により導入する太陽光発電設備で発電された電気が、申請者が居住する住宅において消費（以下「自家消費」という。）され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。
- 5 本事業により導入する太陽光発電設備で自家消費する電力量を30%以上とすること。
- 6 既使用の製品を使用するものではないこと。
- 7 補助対象設備に対し、国又は山形県の他の補助金の交付を受けるものではないこと。
- 8 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施することとし、次に掲げる(1)から(9)をすべて遵守すること。
 - (1) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (3) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (4) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - (6) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - (7) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - (8) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - (9) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

別表 2 (補助対象経費及び補助金の額)

補助対象経費	補助金の額
別表 1 に掲げる要件を満たす太陽光発電設備の購入及び工事に要する経費	7 万円/kW ただし、63万円 (9 kW) を上限とする。